



くらしの安全安心だより

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/

発行/佐賀県くらしの安全安心課・佐賀県消費生活センター（〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階）

寒い季節の事故に注意！暖房器具を使用する冬の時期、 思わぬ事故にならないように製品は正しく使いましょう

寒い日が続く、石油ストーブや電気ストーブなど暖房器具が活躍する季節ですが、例年、11月頃から事故件数が増加し、1月頃に最も多くなっています。今一度正しい使用方法を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

こぼれた灯油に引火して火災

【事例】

石油ストーブ付近から出火して住宅を全焼し、1人が死亡。

【原因】

石油ストーブの火を消さずに給油した際、カートリッジタンクのふたの締め方が不十分だったために灯油がこぼれ、引火したものの。



ガスファンヒーターが爆発

【事例】

ガスファンヒーターが爆発して周辺が焼け、けがを負った。

【原因】

専用のガスホースではなく、取扱説明書で禁止されているゴム管で接続したため、接続部からガスが漏れ、ファンヒーターの火が引火。



電気ストーブに布団が触れて火災

【事例】

電気ストーブ付近から出火し、火災が発生。

【原因】

電気ストーブをベッドの近くで使用していたため、布団がヒーターに触れて火がついた。



就寝中に一酸化炭素中毒

【事例】

石油ストーブをつけたまま就寝中、一酸化炭素中毒で死亡。

【原因】

密閉した室内で使用したため、給気不足から不完全燃焼状態となり、一酸化炭素が発生。



事故を防ぐためのポイント

- ◎ 給油するときは、必ず火を消すようにしましょう。
- ◎ カートリッジタンクのふたが確実に閉まっているか確認しましょう。
- ◎ 外出中や就寝中は使用しないようにしましょう。
- ◎ ストーブを使用する際はこまめに換気をしましょう。
- ◎ ストーブの近くに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ◎ ガス栓とガス機器の接続は、適切な接続具を使用しましょう。
- ◎ 古い灯油は使用しない。ガソリンと灯油は区別して管理しましょう。

取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう！

コードや配線器具も正しく使ってくださいね！



だまされないちゃん

詳しくは独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページをご覧ください。

くらしに役立つ製品安全情報は製品安全センターのWEBサイトへ

NITE



注意喚起 インターネット回線の乗り換え・変更は慎重に！

【事例1】事業者から「携帯電話とセットで電話回線をインターネット回線に乗り換えると安くなる」と言われ、契約したが安くならないので解約したい。

【事例2】契約中の大手通信事業者を名乗る電話があり「光コラボの案内。今より安くなる」と勧誘され、プラン変更だと思い、手続きをしたら、別会社との契約になっていた。

消費者の皆様へのアドバイス

- ◎NTT西日本やNTT東日本から光回線を借り受けた事業者（光コラボレーション事業者）参入が増え、これらが提供する光回線サービス（コラボ光）の相談が寄せられています。
- ◎光コラボレーション事業者との契約は、NTT東西との契約ではありません。
- ◎「安くなる」と勧誘されても**他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる**ことがあります。
- ◎勧誘されてもすぐに返事をせず、**契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。**
- ◎内容が理解できない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- ◎コラボ光は電気通信事業法の解約ルールである「**初期契約解除制度**」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。



不安に思ったときは、消費者ホットライン「188」、もしくは**県消費生活センター**にご相談ください！

消費生活相談事例 子どものオンラインゲーム利用で高額請求！

お子さんがオンラインゲームで、思わぬトラブルに遭うこともあるかもしれません。注意点を確認しておきましょう。

【相談事例1】小学6年生の息子が夜中に母親のスマホでオンラインゲームでアイテムを購入。母親のクレジットカード4社で決済していて、課金の合計金額が100万円を超えと言われた。キャンセルしたいが、どうしたらいいか。

【相談事例2】小学3年生の息子がタブレットでオンラインゲームをしてアイテムを購入。クレジットカードの利用履歴を確認したところ、約100回、約35万円を課金していた。支払える金額ではない。今度どうすればいいか。

遊ぶ前に親子で
ルール作りを！



トラブルを防ぐためのポイント

- ①親子でゲームについて確認し、話し合しましょう。
 - ◎スマートフォンやゲーム機の**機器やゲームの仕組み**について確認しましょう。
 - ◎子どもが遊んでいるゲームが、**無料か有料か、有料ならば何が有料なのか**、再確認しましょう。
- ②保護者は**クレジットカードの管理**について注意しましょう。
 - ◎クレジットカードについては**契約者に管理責任がある**ことを認識し、**利用明細は毎月確認**しましょう。
- ③「**フィルタリング**」や「**ペアレンタルコントロール**」機能などの措置を行って、インターネット利用の管理をして、安全に利用しましょう。

利用金額や時間などのルールを決めて、守り、正しく遊ぶ環境を作りましょう！

認知症などにより判断能力が十分でない人は、自分で財産や金銭の管理をすることが困難な場合があります。また日常生活で契約するときに不利益をこうむったり、悪質商法の被害にあう危険性が高くなります。

このような人の財産や権利を保護し、生活を支援するのが「成年後見制度」です。





高齢者の消費者トラブル対策のひとつとしても有効です。

申立てについて

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者等が、本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てます。
(詳しくは最寄りの裁判所や市町の相談窓口(地域包括支援センター等)に相談しましょう)

成年後見制度の種類

本人の判断能力がすでに不十分な状態の場合に利用する「法定後見制度」と、判断能力のあるうちに自分自身であらかじめ援助してくれる人を選んでおく「任意後見制度」があります。

種類	法定後見制度 (判断能力が衰えた後)			任意後見制度 (判断能力が衰える前)
	後見	保佐	補助	
判断能力レベル	【対象者】 判断能力がほとんどない人 	【対象者】 判断能力が著しく不十分な人 	【対象者】 判断能力が不十分な人 	【対象者】 判断能力が十分な人 
成年後見人等の権限	本人に代わってあらゆる契約を結ぶことができます。また、一方的に不利益な内容の契約を本人が結んでしまった場合にその契約を取り消すことができます。	家庭裁判所が認めた事項について本人に代わって契約を結ぶことができます。また、一方的に不利益な内容の契約を本人が結んでしまった場合にその契約を取り消すことができます。	家庭裁判所が認めた事項について、本人に代わって契約を結んだり、取り消すことができます。	本人の判断能力がなくなったときに、あらかじめ任意後見人が財産管理や契約などを本人に代わり行います。

出典：©東京法規出版

♪ 県内の食育活動の紹介 ♪

西九州大学佐賀調理製菓専門学校で、学生に教わって小学生が料理を作る「キッズ・イン・ザ・キッチン」が行われました。親は手伝わず、子どもと学生が協力して料理を作ります。申込まれた保護者の方は、「家では忙しく、子どもたちにさせる機会は貴重だと思い、申込んだ」とのこと。さて、料理は無事に出来上がったのでしょうか？

続きは下記URLにアクセスし、ご確認ください。


他の記事も掲載されていますので、ぜひご覧ください。

また、食育講話や調理実習、食農体験など、食育に関する情報を募集しています！

佐賀県くらしの安全安心課 食育担当 TEL : 0952-25-7069

県内の食育の取組を紹介しているので、見てみてね♪

Facebook : さがの食育in FB

さがの食育 FB 



たべんぼくん

出前講座のご案内



無料です

消費者トラブルの未然防止のために啓発活動を行っています。無料で講師を派遣しています。
 注意喚起資料や出前講座のお申し込みなどは、**くらしの安全安心課 消費相談啓発指導担当**へ
 TEL : 0952(25)7059 メール : kurashianzen@pref.saga.lg.jp

◆詳細はホームページをご覧ください。

佐賀県消費生活センター

検索



困ったときの相談窓口

一人で悩まず早めにお電話ください

◆消費者ホットライン
 お近くの相談窓口につながります



◆佐賀県消費生活センター
TEL : 0952(24)0999

【受付時間】

9時～17時

土日祝日（年末年始を除く）も受け付け可。

相談無料です。

その他、電子メール、FAXでもご相談を受け付けています。

メール : shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

FAX : 0952(24)9567

市町相談窓口一覧 (平成30年10月19日現在)

少しでも不安があったらすぐ相談を！



相談窓口	電話番号	相談日	相談窓口	電話番号	相談日
佐賀市消費生活センター	0952(40)7087	月～金	神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金
唐津市消費生活センター	0955(73)0999	月～金	吉野ヶ里町 商工観光課	0952(37)0350	木
鳥栖市消費生活センター	0942(85)3800	月～金	基山町 産業振興課	0942(92)7945	金
多久市 市民生活課	0952(75)6117	月・水・木	上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火
伊万里市消費生活センター	0955(23)2136	月～金	みやき町 企画調整課	0942(89)1655	月・水
武雄市消費生活センター	0954(23)9500	月～金	玄海町 住民福祉課	0955(52)2158	金 (月4回)
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金	有田町 東出張所	0955(43)2105	火・木
小城市消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金	大町町 企画政策課	0952(82)3112	水 (月3回)
嬉野市うれしの温泉観光課	0954(42)3310	火	江北町 産業課	0952(86)5615	火 (月3回)
(塩田庁舎)			白石町 産業創生課	0952(84)7123	木 (月4回)
(嬉野庁舎)		木	太良町 企画商工課	0954(67)0312	水

消費生活情報は佐賀県庁ホームページでご覧いただけます！！

佐賀県庁ホームページから、「くらし・子育て」⇒「消費生活・食生活」とお進みください。
 トラブル情報やイベントのお知らせ、消費者教育の活動状況などを発信しています！
 ぜひ、ご覧ください。

GO!GO! WEBサイトへ

佐賀県庁

